英語によるコミュニケーション能力育成業務プロポーザル実施要領

１　目的

本町では、英語教育の充実と国際理解教育の推進を図るため、外国語指導における教授法や指導内容の充実が重要なテーマとなっている。そのため、学習指導要領や指導計画を理解した上で、小学校、幼稚園及び保育所において外国語に触れる機会を提供できる外国人英語指導助手（以下「ＡＬＴ」という。）を派遣することにより、本町の英語及び国際理解教育の環境を整え、グローバルな人材の育成と、外国語に慣れ親しみ、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図る態度の育成、また、英語に対する興味や関心を高め、「聞く」「話す」などの英語運用能力の育成を目的とした英語によるコミュニケーション能力育成業務を実施する。

この要領は、英語によるコミュニケーション能力育成業務（以下「本業務」という。）の実施に当たり、本業務に精通し、ＡＬＴ派遣に関する確かな実績を有し、総合的な観点から最適と判断される事業者と業務委託契約を締結するため、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を特定し、契約を行うための必要な手続等について定めるものとする。

２　業務の概要

⑴　業務名

英語によるコミュニケーション能力育成業務

⑵　履行場所

島本町立第一小学校、島本町立第二小学校、島本町立第三小学校、
島本町立第四小学校、島本町立第一幼稚園、島本町立第二保育所、
島本町立第四保育所

⑶　履行内容

別紙「英語によるコミュニケーション能力育成業務仕様書」のとおり

⑷　契約期間及び履行期間等

契約予定日：令和９年１月２９日
契 約 期 間：契約締結日の翌日から令和１２年３月３１日まで
履 行 期 間：令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで（必要に応じて、履行期間前に履行準備行為を実施するものとする。）

⑸　提案限度額

３０，８７７，０００円（地方消費税及び消費税等を含む。）

⑹　担当部署

〒618-8570　大阪府三島郡島本町桜井二丁目１番１号
島本町役場　教育こども部教育推進課（担当：小東）
電話番号 075-962-0391（直通）

３　プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

４　参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は単体企業とし（共同企業体での参加は不可とする）、次の全ての要件を満たしていること。

⑴　島本町財務規則第１０７条（平成１１年島本町規則第１２号）に規定する令和８年度から令和１０年度までの指名競争入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登載されていること。もしくは名簿に登録されていない者で、島本町入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められること。

なお、名簿に登録されていない者については資格審査を行うため、別途必要な資料を提出すること。

⑵　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

⑶　島本町から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていないこと。

⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等による手続中である事業者でないこと。

⑸　労働関連法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けている事業者でないこと。

⑹　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）に基づき、労働者派遣事業の許可を受けていること。

⑺　法人格を有し、かつ、本業務を自社において円滑に遂行できること。

⑻　本業務に関わる者（ＡＬＴを含む。）が、島本町暴力団排除条例（平成２６年島本町条例第８号）第２条第１号から第３号までに規定する者でないこと。

⑼　令和４年度から令和８年度までに、地方公共団体におけるＡＬＴ派遣に係る業務を受注した実績を有すること。

５　スケジュール

期　日	項　目
令和８年１１月１９日（木）	公募開始
令和８年１１月２７日（金） 午後５時まで【必着】	質問書提出期限
令和８年１２月　４　日（金）	質問書の回答期日
令和８年１２月１１日（金） 午後５時まで【必着】	参加表明書等提出期限 プロポーザル参加資格審査申請書等提出期限 企画提案書等提出期限
令和８年１２月１８日（金）	参加資格確認通知 ※失格となった事業者のみ通知します。
令和８年１２月２５日（金）	プロポーザル審査会
令和９年　１　月中旬頃	審査結果通知
令和９年　１　月２９日（金）	契約締結（予定）

６　関係書類

次の関係書類は、町のホームページからダウンロードすること。

ＵＲＬ：http://www.town.shimamoto.lg.jp/soshiki/23/38361.html

【ホーム＞町政情報＞事業者向け情報＞入札・契約】

⑴　英語によるコミュニケーション能力育成業務プロポーザル実施要領

⑵　英語によるコミュニケーション能力育成業務仕様書

⑶　英語によるコミュニケーション能力育成業務プロポーザル審査評価基準表

⑷　プロポーザル参加表明書（様式１）

⑸　誓約書（様式２）

⑹　委任状（様式３）※支店や営業所で参加する場合又は本店以外で事務手続を行う場合は必ず提出すること。

⑺　事業実績書（様式４）

⑻　質問書（様式５）

⑼　企画提案申請書（様式６）

⑽　辞退届（様式７）

⑾　英語によるコミュニケーション能力育成業務プロポーザル参加資格申請書（様式８）

⑿　営業所一覧表（様式９）

⒀　実績調書（様式１０）

⒁　技術者名簿（様式１１）

⒂　町税に関する納税状況調査同意書（様式１２）　※町内事業者のみ

⒃　登録カード（物品製造・役務の提供等）（様式１３）

７　質問及び回答

本業務及びプロポーザルに関し、質問がある場合は、次のとおり担当部署へ提出すること。

⑴　提出期限

令和８年１１月２７日（金）午後５時まで【必着】

⑵　提出方法

質問書（様式５）を作成のうえ、専用フォームでの提出のみとする（来庁による窓口対応、電話その他の方法による質問への対応は行わない。）。

フォームＵＲＬ：https://logoform.jp/form/8bKw/kyousyokuinshitumon

⑶　回答方法

質問への回答は、令和８年１２月４日（金）中に本町のホームページに掲載する。質問者の名称は公表しない。質問がなかった場合は、その旨を掲載する。

⑷　回答の効果

回答した内容は、本実施要領の内容に追加され、又は修正されたものとみなし、回答に対する問合せ及び異議申立ては一切受け付けない。

８　参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり書類を提出すること。

⑴　提出期限

令和８年１２月１１日（金）午後５時まで【必着】

⑵　提出方法

郵送のみとし、簡易書留又は一般書留とする。

⑶　提出書類

●全事業者		
提出書類	様式	添付書類・留意事項等
プロポーザル参加表明書	様式１	会社パンフレット
誓約書	様式２	
委任状	様式３	支店や営業所で参加する場合又は本店以外で事務手続を行う場合
事業実績書	様式４	

●４ 参加資格要件のうち、名簿に登録がない者　※追加提出		
提出書類	様式	添付書類・留意事項等
プロポーザル参加資格申請書	様式８	
営業所一覧表	様式９	
実績調書	様式１０	
技術者名簿	様式１１	
町税に関する納税状況調査同意書	様式１２	
登録カード（物品製造・役務の提供等）	様式１３	
登録証明書等（写し可）	－	営業に関し法律上必要となる登録証明書等
身分証明書等（写し可）	－	履歴事項証明書 ※申請日前３か月以内のもの
納税証明書（写し可） 「その３」又は「その３の３」	－	消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（所管税務署にて発行） ※申請日前３か月以内のもの
印鑑証明書（写し可）	－	※申請日前３か月以内のもの
財務諸表（写し可）	－	貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書等
ＩＳＯ認証機関発行の登録証（写し）	－	※取得業者のみ
障害者雇用状況報告書	－	プロポーザル参加資格申請書中、「障害者雇用状況」欄に記入している人数等を確認できるもの

⑷　提出部数

　　正本１部

９　企画提案書等の提出

企画提案書等を次のとおり提出すること。

⑴　提出期限

令和８年１２月１１日（金）午後５時まで【必着】

⑵　提出方法

郵送のみとし、簡易書留又は一般書留とする。

⑶　提出書類

提出書類	様式	添付書類・留意事項等
企画提案申請書	様式６	
企画提案書	－	企画内容の分かるもの（任意様式）
見積書	－	見積内訳書（任意様式） ※押印があるもの

⑷　提出部数

提出書類を取りまとめの上、正本１部と副本８部（計９部）をファイリングして提出すること。副本は写しも可とする。

10　企画提案書等の作成要領

⑴　提案内容書

ア　構成

提案内容書は、次の表の項目について、項目順に記載すること。

企画提案内容	・様式は任意とするが、次の事項を記載すること。 **1　申請者の事業方針と事業関連性** **2　英語教育受託実績** **3　申請者の英語教育に関する理解度及び研究体制** **4　外国人英語指導助手の採用及び研修体制** **5　外国人英語指導助手の管理体制** **6　年間の業務スケジュールを円滑に実施するための体制** **7　サポート体制とマネジメント体制** **8　外国人英語指導助手の活用提案** **9　独自提案** **10　業務コスト**
見積書	・限度額を上限として金額を記載し、押印すること。

イ　提案内容書の規格

提案内容書は、Ａ４判横書きとする。印刷はカラーで両面印刷とし、合計

５０ページ以内とし、表紙及び目次を除きページの下部にページ番号を付しファイリングすること。

ファイルの表紙には、件名「島本町英語によるコミュニケーション能力育成業務　企画提案」・事業者名・住所・電話番号・メールアドレスを記載しておくこと。

⑵　辞意表明

参加意思表明後に辞退を表明する場合、速やかに教育推進課へ連絡し、辞退届（様式７）を提出すること。

11　評価方法

別紙「英語によるコミュニケーション能力育成業務プロポーザル審査評価基準表」のとおり

12　審査・選定方法

別途設置する本業務に係るプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」において、プレゼンテーション審査を実施し、評価基準表に基づき評価点を算出する。

⑴　プレゼンテーション審査

ア　実施日

令和８年１２月２５日（金）※詳細な時間及び場所については別途通知。

イ　実施方法

・プレゼンテーション２０分間とし、質疑応答１０分程度とする。
・プレゼンテーションは提出された企画提案書に沿って行うものとし、企画提案書と異なる内容の説明は認めない（企画提案書を抜粋したプレゼンテーション用の資料を投影することは可。その場合、対応する企画提案書のページ番号を明記すること。）。
・プレゼンテーションの説明者は３名以内とし、契約を履行する際に「総括責任者」となる者又は「主担当者」となる者が必ず出席すること。

⑵　選定方法

審査会での全委員の点数を合計し、評価点が最も高かった者を委託候補者とする。なお、提案者が１者の場合であっても審査は行うものとし、審査の結果、評価点が５割以上であれば、その提案者を委託候補者として選定する。

⑶　審査結果の通知と公表

審査結果は、全応募事業者に文書により通知し、選定された事業者及び選定から漏れた事業者を問わず、事業者名および点数（合計点数及び項目別点数）を全て公表する。なお、審査結果に対する異議申立てをすることはできない。

13　契約の締結

⑴　委託候補者として選定された事業者と契約に向けて、諸条件について詳細協議を行う。なお、委託候補者としての選定をもって、提案の全内容を承認するものではない。

⑵　詳細協議を経て確定した仕様書に基づき価格交渉等の協議をした上で、改めて見積書の提出を受け、契約を締結する。

⑶　委託候補者との契約協議において、双方が合意に至らなかった場合には、次点との協議を行う。

⑷　契約保証金については、契約額の１００分の１０以上とし、契約締結前に納付することとする。なお、島本町財務規則第１１７条各号に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。

⑸　受注者は、本業務を他人に委託することはできない。

⑹　本業務を遂行する上で知り得た情報については、本町の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

14　欠格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、選定審査の対象から除外することがある。また、決定後の場合は、取り消すことがある。この場合において、事業者は、既に要した弁済を求めることはできない。

⑴　本実施要領に定める応募資格や条件等に反する内容で応募した場合

⑵　提案限度額を超えた場合

⑶　予定していたＡＬＴの派遣に大幅な遅れが生じるとき又は派遣の目途が立たなくなった場合

⑷　適切な業務の実施が困難と認める場合

⑸　応募後、本町からの指示事項に正当な理由なく従わない場合

⑹　申請者若しくは申請者の代理人若しくはそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合又は選定の前後に審査会の審査員に個別に接触した場合

⑺　申請書類に虚偽の記載があった場合

⑻　審査の公平性に影響を与える関係又は行為があったと認めた場合

⑼　他の提案者と企画提案の内容又はその意図について相談を行った場合

⑽　参加要件を欠くことになった場合

⑾　町民の疑念や不信を招くような行為をしたと認められる場合

⑿　その他不正な行為があった場合

15　情報公開

提出された企画提案書その他の書類等は、島本町情報公開条例（昭和５８年島本町条例第２４号）第３条第１号に規定する情報とし、同条例の規定に基づき原

則として公開される。

16　その他

⑴　書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

⑵　本町は郵便、電子メール等に関する通信事故については、いかなる責任も負わない。

⑶　選考及び審査の経緯に関する質問には、一切応じない。

⑷　本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。

⑸　提出された書類は、返却しない。

⑹　提出された書類は、選考を行うために必要な範囲で複写することがある。

⑺　選定された成果物に係る著作権は、本町に帰属する。

⑻　提出書類の内容に含まれる知的財産権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加事業者が負うものとする。